

イラン 外国企業の会社設立手続き・必要書類
 <別紙>

1 イラン民法上で規定されている会社の種類

(1) 根拠法

“Commercial Code of Iran, Passed on May 22,1932. Chapter 3, Article 20 ~ 194”

http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=79503&p_country=IRN&p_count=168&p_classification=01.03&p_classcount=15

『イラン民法（1932年5月22日成立）第3章 第20条～第194条』
http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=42163

(2) 会社の規定（7種類）

- a. Joint Stock (shareholding) Company : 株式（持ち株）会社
 - [1] Private Joint Stock Company（民間株式会社）
資本の全てを創設者が出資している会社。
 - [2] Public Joint Stock Company（公的株式会社）
資本の20%を創設者が出資し、その他は公的機関が購入。
- b. Limited Liability Company : 有限会社（リミテッド・ライアビリティー・カンパニー）
- c. General Partnership : 一般責任協力型有限会社
- d. Joint non-shareholding Company : 共同非持ち株会社
- e. Joint Shareholding Company : 共同持ち株会社
- f. Relative Liability Partnership : 相対的責任協力型有限会社
- g. Production & Consumption Cooperative Company : 生産及び消費協同組合会社

2 外国企業の駐在員事務所の設立制度：本件は投資による会社設立とは異なる。

(1) 根拠法

“EXECUTIVE BY-LAWS ON REGISTRATION OF BRANCHES AND PRESENTATIVE OFFICES OF FOREIGN COMPANIES IN IRAN”

『外国企業の支店及び駐在員事務所の登録手続きに関する施行法（1999年3月31日）』

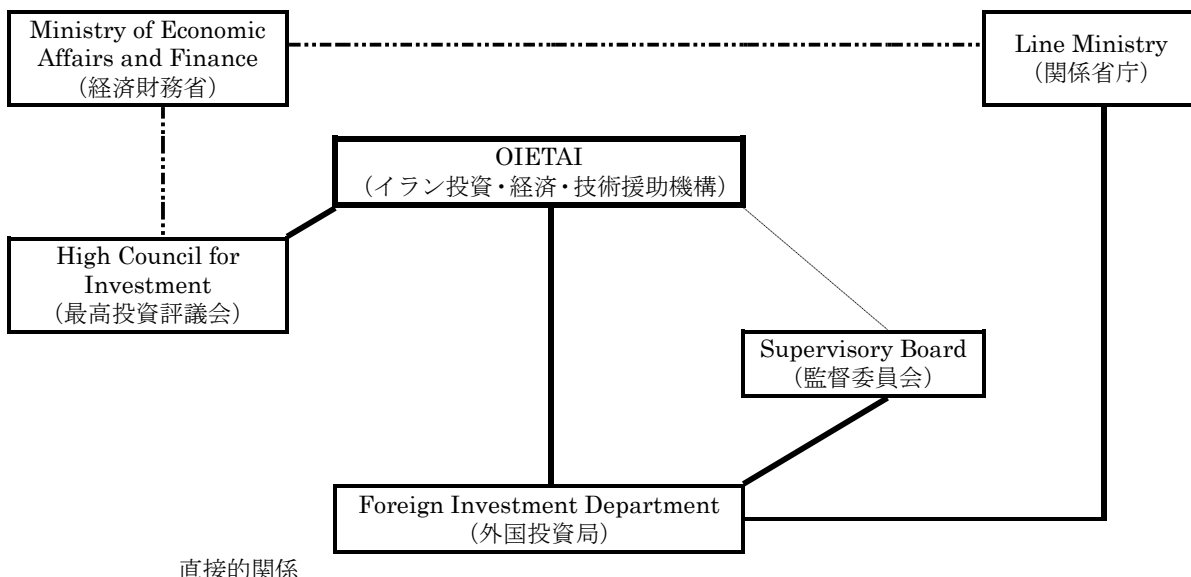
3 投資認可手続の概要

外国企業がイランに投資する際には、イラン投資・経済・技術援助機構（OIETAI）に投資認可の申請を行う必要がある。同機関は、外国投資に対する法的保護を付与する経済財務省傘下の政府機関であり、すべての外国投資案件に関して、ONE STOP SHOPとしての機能を有する。そのため、同機関には、外国投資家にすべての便益を付与する権限が与えられており、他の省庁に同時に投資の申請をする必要はない。

新規プロジェクトは別として、外国投資家は既存のイラン企業が享受している保護を申請することができる。外国投資家でも、テヘラン証券取引所でイラン企業の株式を購入し、その上で保護を申請することができる。

投資認可は、内閣の経済評議会の政令という形で、個別案件ごとに発布される。政令はイランの国の規定とみなされ、すべての政府機関により遵守される。

4 投資認可の法的機関組織図



----- 間接的關係

- ・ OIETAI (Organization for Investment, Economic and Technical Assistance of Iran)
- ・ 投資最高評議会メンバー：経済財務大臣、聖戦農業大臣、外務大臣、産業貿易鉱業大臣、行政計画庁長官 (5名)
- ・ 監督委員会メンバー：経済財務副大臣兼 OIETAI 総裁、外務副大臣、鉱工業副大臣、行政計画庁副長官、中銀副総裁、商工会議所会頭 (6名)

5 投資保護の認可までの手続き方法

(1) イラン側パートナーの決定

- ・ イラン側パートナーの選定のため、関係省庁、金融機関、イラン商工鉱業会議所、イラン投資・経済・技術援助機構等に情報照会が可能。



(2) 関係官庁からプロジェクト案件認可「Agreement in Principle」を取得

- ・ プロジェクト案件としての認可 (Agreement in Principle) を取得するために、関係官庁に申請する。
- ・ 申請に必要な書類：①プロジェクト案件に関する質問事項、②プロジェクト案件フィージビリティスタディー (FS) のコピー
- ・ 認可後には、プロジェクト案件の実行開始が可能となる。(工場建設、機械・設備の輸入、公的インフラ使用の手続等)



(3) 合弁契約の締結



(4) イラン投資・経済・技術援助機構 (OIETAI) に外国投資保護の認可申請

- ・ 外国投資として外資導入保護法 (FIPPA) における法的保護を享受するために、OIETAI 宛てに申請認可を提出する。
- ・ 申請に必要な書類：申請書フォームの他に以下の書類が必要となる。
 - ① 資本輸入の申請書 (Application for the Import of Capital)
 - ② 合弁契約書のコピー、合弁会社の規定技術移転等に関するその他の契約書のコピー
 - ③ 申請者の委任状証明及びその他契約文書の外国投資家所在国におけるイラン大使館証明書
 - ④ 外国投資家の過去3年間における会計報告のコピー
 - ⑤ その他役立つ情報



(5) 監督委員会及び最高投資評議会における審査



(6) 経済財務省の投資認可、内閣の経済評議会から政令発布



(7) 合弁企業及び会社の操業開始

6 FTZ 内の手続き方法

(1) FTZ 庁から投資許可の取得

(2) FTZ 域内での会社登録手続

- a. 登録申請書
- b. 会社規定
- c. 設立総会の議事録
- d. 第1回役員会の議事録
- e. FTZ 域内銀行の預金残高証明書
- f. FTZ 庁からの投資許可証
- g. 本社からの委任状
- h. 本社登記の証明証
- i. FTZ 庁が指定する内容の申請書

(3) 登録料支払い

(4) 10日以内にイラン政府官報に公示